

核兵器禁止条約第2回締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書

2021年7月に国連で採択された「核兵器禁止条約」の批准国が2020年10月に50か国に達し、2021年1月に条約として発行されました。2023年1月9日に新たにジブチ共和国が署名し、署名国は92か国、批准国は68か国となっています。また2023年6月にオーストラリアの首都ウイーンで開かれた第1回締約国会議には、80か国以上が参加し、署名国以外にもNATO加盟国であるドイツ、ノルウェー、オランダもオブザーバーとして参加しました。

この条約では、核兵器を壊滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であるとし、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するとして、核兵器を国際法上初めて違法なものとししました。また、開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止するとともに、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。さらに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、核実験被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

今年8月6日の広島での記念式典で、松井一実広島市長は「核による威嚇を行う為政者がいるという環境を踏まえるならば、世界中の指導者は、核抑止論は破綻しているということ直視し、私たちの厳しい現実から理想へと導くための具体的な取組みを早急に始める必要がある」「日本政府には、被爆者を始めとする平和を願う国民の思いをしっかりと受け止め、核保有国と非核保有国との間で現に生じている分断を解消する橋渡し役を果たしていただきたいです。そして、一刻も早く核兵器禁止条約の締約国となり、核兵器廃絶に向けた議論の共通基盤の形成に尽力するために、まずは今年11月に開催される第2回締約国会議にオブザーバー参加していただきたい」と平和宣言を読み上げました。

本市議会は、唯一の戦争被爆国である日本政府及び国会に対して、署名・批准するまでの間、オブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月27日

摂津市議会